

Nagoya City University Academic Repository

学位の種類	博士(人間文化)
報告番号	甲第1586号
学位記番号	第24号
氏 名	水野 和代
授与年月日	平成 29年 3月 24日
学位論文の題名	イギリスにおけるインクルーシブ教育政策の歴史的展開に関する研究
論文審査担当者	主查: 伊藤 恭彦 副查: 田中 良三,安藤 究

博士論文審査及び最終試験結果報告書

平成29年 2月 7日

審査委員(主査) 伊藤恭彦

名古屋市立大学大学院学則第 14 条及び名古屋市立大学学位規程第 10 条に基づき、 次のように博士学位論文審査及び最終試験結果を報告します。

- 1 審査委員の補職及び氏名 別紙1のとおり
- 2 審査に係る学位授与申請者及び論文の表題 別紙1のとおり
- 3 学位論文の内容の要旨
- 4 学位論文審査の要旨 別紙2のとおり
- 5 最終試験の結果の要旨又は学力確認の結果の要旨 別紙2のとおり
- 6 学位授与についての意見別紙2のとおり

(別紙1)

1 審査委員の補職及び氏名

委員区分	補 職 名	氏 名	
主査	教授	伊藤恭彦	
副査	愛知県立大学名誉教授	田中良三	
副査	准教授	安藤究	

^{*} 人間文化研究科教員でない場合は、補職名欄は所属・補職名

2 審査に係る学位授与申請者及び論文の表題

	学籍番号	124803
申	氏 名	水野和代
請者	指導教員	伊藤恭彦
	副指導教員	安藤究
申請に係る 学位論文の表題		イギリスにおけるインクルーシブ教育政策の 歴史的展開に関する研究

(別紙2)

3 学位論文の内容の要旨

インクルーシブ教育は社会的排除の一部である「教育政策からの排除」に着目し、 社会や教育から排除される傾向にある「特別な教育的ニーズをもった子どもたち」や 「障害のある子どもたち」を対象に、その学校と社会への包摂を行う教育である。本 学位請求論文はインクルーシブ教育の先進国であるイギリスのインクルーシブ教育 政策史を社会福祉政策史研究の手法で明らかにしたものである。

論文は以下のように4部構成の11章からなっている。

第1部 研究の課題と方法

序章 研究の課題と方法

第1章 先行研究の分析

第2部 インクルーシブ教育に至る障害児教育政策論の歴史的展開

第2章 インクルーシブ教育の源流-ノーマリゼーション原理

第3章 ノーマリゼーション原理からインテグレーション概念・ 統合教育への発展過程

第4章 インクルーシブ教育の歴史的展開

第3部 イギリスにおけるインクルーシブ教育政策の歴史的展開

第5章 戦前・戦後のイギリスにおける障害児教育の発展過程

第6章 「ウォーノック報告」に見るインクルーシブ教育への萌芽

第7章 インクルーシブ教育の実現過程

第8章 インクルーシブ教育の原則採用

第9章 近年のイギリスにおけるインクルーシブ教育政策の展開

第10章 イギリスにおけるインクルーシブ教育の成果と課題

第4部 総括

終章 本研究の総括

参考資料「イギリス障害児教育・インクルーシブ教育史年表」 306

第1部「研究の課題と方法」においては内外のインクルーシブ教育政策、ノーマリゼーション教育政策、障害者教育政策に関する膨大な先行研究が検討される。その検討を通してインクルーシブ教育が1994年の「サラマンカ声明」以降、世界の障害児教育政策の潮流になったこと、早期に法制化したイギリスがインクルーシブ教育の先進国であることが明らかにされるが、同時インクルーシブ教育政策史研究の対象期間が極めて限定的であり、分離教育から統合教育を経てインクルーシブ教育に至る政策史を一貫して検討し描ききった研究が皆無であることが指摘される。本研究では分離教育から統合教育を経てインクルーシブ教育に至る政策史を一貫して描くという学術的課題を遂行し、それを通して日本におけるインクルーシブ教育の政策上の課題を明示することが目的として設定される。

第2部「インクルーシブ教育に至る障害児教育政策論の歴史的展開」(第2章から第4章で構成)では、ノーマリゼーション原理からインクルーシブ教育原理に至る障害児教育の展開が特に政策理念と政策規範に着目して検討される。その検討を通して、ノーマリゼーション原理は「当事者」、政府、「受け入れる場所(国と地域)」が合致したことで推進されたこと、ノーマリゼーション原理とインテグレーション概念、さらにインクルーシブ教育は「人としての権利を求めること」「人としての権利を奪われることへの抵抗・排除への闘い」「障害者の権利保障と発達の保障」という点で通底していることが明らかにされる。この政策理念が本論文でノーマリゼーション教育からインクルーシブ教育への展開を一貫した観点で捉える視点となる。同時にインクルーシブ教育は容易に教育予算を可能にする危険性を内包していることも指摘される。インクルーシブ教育を推進する上では、前述の政策理念の堅持が重要であることが強調される。

第3部「イギリスにおけるインクルーシブ教育政策の歴史的展開」(第5章から第10章で構成)では、イギリスにおける障害児教育の成立期から2015年までの政策の歴史的展開が検討される。検討結果から、インクルーシブ教育の政策過程において、「特別な教育的ニーズ」概念が規範的な先導役となり、教職員組合や障害者団体の継続的連携関係が社会的な推進力となり、それが社会のさまざまな領域での信頼関係の構築となることで政策が大きく前進したことが明らかにされる。また政府や学校が問題に対してトライアンドエラーを繰り返し、柔軟かつ粘り強く政策執行を進めたこともインクルーシブ教育の実現の大きな力になったことも指摘される。以上の文献資料からの分析を確認すべく、イギリス現地でのヒアリング調査が行われ、その結果が第10章で紹介される。ヒアリング調査からはインクルーシブ教育が「標準」であると

の文化が学校で根づいていること、近隣学校との連携が図られていることから、インクルーシブ教育が確実に根づいていることが確認される。他方で生徒支援のための資金不足という現実問題、特別学校の存在意義が依然として高くフル・インクルージョンという理念の限界も見えているといった問題点も確認される。

終章では以上のイギリスのインクルーシブ教育の政策史的研究が日本のインクルーシブ教育に対してもつ意義が示される。その意義とは①「特別な教育的ニーズ」概念への移行の重要性、②社会諸アクターの協同による政策策定、③政策執行におけるトライアンドエラーの姿勢、④子どもと家庭を支える施策などである。

以上の研究を踏まえ、今後の研究課題としてイギリスにおける「EHC プラン」 施行後の政策状況の検討、日本におけるインクルーシブ教育政策の本格的な検討、特 別な教育的ニーズをもった子どもと家族の支援体制の検討が挙げられる。

4 学位論文審査の要旨

本論文の主要な学術的な意義は以下の3点にある。

第一はイギリスにおけるインクルーシブ教育の理論構築をノーマリゼーション原理にまで遡り、その歴史的な展開を刻銘に追った点にある。インクルージョン理論やインクルーシブ教育の概念規定をめぐる研究は、内外に相当量で蓄積されているが、そのほとんどは障害児教育政策、ノーマリゼーション教育、インクルーシブ教育が個別的に研究されているだけで、ノーマリゼーションからインクルーシブ教育までを一貫した流れの中で把握した研究は皆無である。世界の障害者教育に大きな影響を与えているインクルーシブ教育理論の構築歴史的過程を追った本研究は、このような学術的な間隙を埋める極めて重要な意義を有すると言える。

第二はイギリスにおけるインクルーシブ教育政策の歴史的展開を障害児教育の成立期からインクルーシブ教育政策に至るまで、社会情勢の動向を踏まえながら、教育法や関連する政策の変遷を考察した点である。従来の政策史研究では、各時期の政策が分断されて理解されていたのに対して、本論ではイギリスにおけるインクルーシブ教育に至る政策の歴史的展開において「人としての権利を求めること」「人としての権利を奪われることへの抵抗・排除への闘い」「障害者の権利保障と発達の保障」という政策規範・政策理念が通底していたことは特に画期的な学術的な成果である。

第三はインクルーシブ教育の展開がイギリスの学校現場での教育実践の中でどのように生きているのか(生きていないのか)を現地小学校での調査によって実証した点である。ヒアリング調査からはインクルーシブ教育が「標準」であるとの文化が学校で根づいていること、近隣学校との連携が図られていることから、インクルーシブ教育が確実に根づいていることが確認された。同時に生徒支援のための資金不足という現実問題、特別学校の存在意義が依然として高くフル・インクルージョンという理念の限界も見えているといった問題点も確認された。政策実施(政策執行)という観点からのインクルーシブ教育の意義と問題点を確認した点も大きな成果である。

以上の 3 つの学術的成果から本論文は博士論文に値する優秀なものであると評価できる。また論文作成過程で作成したイギリスの障害児教育からインクルーシブ教育に至る政策の歴史的展開を追った政策史年表も重要な学術的資料と評価できる。またイギリスでの現地調査も貴重な資料と評価できる。

論文全体を通して引用などは適切に行われていることはソフトでも確認し、問題はないと言える。

5 最終試験の結果の要旨又は学力確認の結果の要旨

最終試験は2月2日13時から名古屋市立大学滝子キャンパス1号館会議室で行われた。論文全体に対してさまざまな質疑が行われた、主要な論点は3つであった。第一はイギリス本国において、なぜ障害児教育からインクルーシブ教育に至る一貫した政策史がないのかについてである。これに対して学位授与申請者は明確な理由は不明であるが、個々の政策対応のための研究が中心で、いわば外側からの視点で政策史を描く状況になっていないのではないかという応答をした。第二はインクルーシブ教育現場における児童・生徒評価のありかた、特に障害児と健常児との評価に関するものである。この論点に対して論文でも言及されている実際の評価方法、すなわち各児童・生徒の成長と発達に即した評価方法が導入されていることを学位授与申請者は丁寧に説明した。同時にこの論点が「プロセスとしてのインクルーシブ教育」と「フルインクルーシブ」との違いに繋がり、今後の重要な研究課題となり得るとの示唆をした。第三はイギリスのインクルーシブ教育の歴史的展開から導き出す日本のインクルーシブ教育への示唆についてである。導き出された示唆はどれも重要だが、日本の教育政策の現状をもう少し踏まえるべきだとの指摘に対し、学位授与申請者は、日本の

教育政策の歴史的展開は本論文の射程を超える問題なので、今後の課題としたいとの 応答があった。あわせて教育の違いが得てして文化の違いに還元されることが多いが、 イギリスの経験は政策革新による制度変更が文化を変容させてきたことを示してお り、この点は日本での政策と文化の関わり考える基本的な視点になりうるとの応答を 得た。

研究発表も質疑応答も申請者は真摯に対応し、本研究での不十分な点と今後の研究 課題を自覚していく内容であったと判断した。同時に博士の学位に値する十分な学力 と研究能力を有することを審査委員全員で確認した。

6 学位授与についての意見

「学位論文審査の要旨」において述べたように、本論文の学術的意義は極めて高く、イギリス教育政策史のみならず実際のインクルーシブ教育に対して重要な貢献をなしうる評価することができる。あわせて学位授与申請者は高い専門的学術研究を遂行する力量も有していることも確認できた。

以上の点より審査委員は一致して水野和代の「イギリスにおけるインクルーシブ教育政策の歴史的展開に関する研究」は博士学位論文に相応しく、申請者に博士の学位を授与することを妥当と判断した。